

免許番号 共第74号

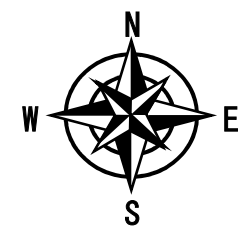
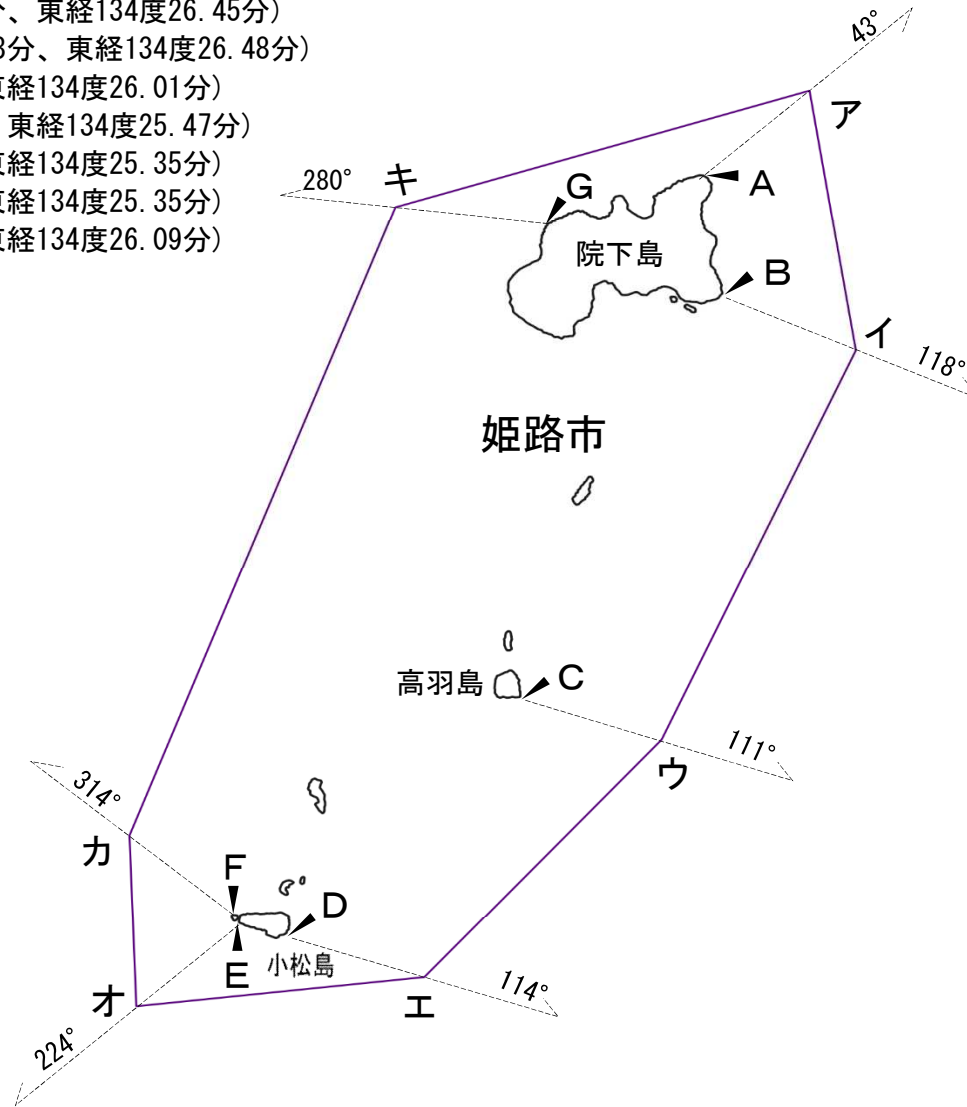
漁場の位置 姫路市家島町院下島及び小松島地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- A 姫路市家島町院下島カンダの鼻 (北緯34度39.25分、東経134度26.45分)
- B 姫路市家島町院下島ツメガタの鼻 (北緯34度38.93分、東経134度26.48分)
- C 姫路市家島町高羽島南東端 (北緯34度37.91分、東経134度26.01分)
- D 姫路市家島町小松島ダキの下 (北緯34度37.31分、東経134度25.47分)
- E 姫路市家島町小松島のシゲ (北緯34度37.33分、東経134度25.35分)
- F 姫路市家島町小松島の白玉 (北緯34度37.35分、東経134度25.35分)
- G 姫路市家島町院下島水の鼻 (北緯34度39.12分、東経134度26.09分)

- ア Aから43度550メートルの点
(北緯34度39.47分、東経134度26.69分)
- イ Bから118度550メートルの点
(北緯34度38.79分、東経134度26.80分)
- ウ Cから111度550メートルの点
(北緯34度37.80分、東経134度26.35分)
- エ Dから114度550メートルの点
(北緯34度37.19分、東経134度25.79分)
- オ Eから224度550メートルの点
(北緯34度37.12分、東経134度25.10分)
- カ Fから314度550メートルの点
(北緯34度37.56分、東経134度25.10分)
- キ Gから280度550メートルの点
(北緯34度39.18分、東経134度25.73分)



令和5年9月1日 免許
共第74号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで		1	うに漁業		1月1日から12月31日まで		潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	ひじき漁業		11月1日から6月30日まで		1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	いぎす漁業		4月1日から11月30日まで		1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで		1	かめので漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで		1	ほんだわら漁業		1月1日から5月31日まで		
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで		1	もずく漁業		1月1日から8月31日まで		
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで		2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで		2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	おおのがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日まで							
1	いせえび漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第74号		摘 要			

免許番号		共第74号		摘要			
共有漁業権事項							
順位 番号	持分	事 項	順位 番号	持分	事 項	備 考	
	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 姫路市家島町坊勢697番地 坊勢漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		